

建設経済の最新情報ファイル
RICE monthly
RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 29

91 6

CONTENTS

I. 日米建設合意に基づく政府間レビューの 決着について	…	1
II. 講演『フランスの都市計画』より(その1)	…	4
III. ドイツの建設業における社会給付制度	…	9
IV. ニューヨーク事務所から	…	16
— 1990年の海外建設市場で 受注好調の米国建設企業 —		



財團
法人 建設経済研究所

〒106 東京都港区麻布台二丁目4番5号 メリック39森ビル
TEL 03-3433-5011
FAX 03-3433-5239

I. 日米建設合意に基づく政府間レビューの決着について

昨年5月にスタートした我が国建設市場への外国企業参入問題についての日米建設合意（1988.5）に基づく政府間レビューが去る6月1日、実質的に決着した。その主なポイントは、①特例対象プロジェクトを新たに17事業追加する、②苦情処理制度の新設など特例手続きを一部修正する、ことである。

以下に、レビューのとりまとめと決着の主な内容を紹介する。

1. レビューのとりまとめの内容

- (1) 村田大使とモスバッカー商務長官との間で書簡を交換予定。
- (2) 日本側書簡には、米国企業によるこれまでの我が国建設市場での活動実績等を評価した文書（附属書I＜次項参照＞）及び修正された特例手続きを定めた文書（附属書II＜次項参照＞）を添付する。
- (3) 1987年11月4日付け松永大使書簡の附属書（関西国際空港に関する特例手続）と1988年5月25日付け松永書簡の附属書及び別添（公共事業に関する特例手続）は（2）の書簡の附属書IIに代替される。

2. 決着の主な内容

- (1) 日本側書簡に添付される附属書の内容
 - 1) 附属書I 特例措置の実施状況（レビュー共同報告）
 - ・ 米企業32社が建設業許可を取得
 - ・ 米企業の特例措置対象プロジェクトにおける累積受注額は 598億円（91年4月末現在）
 - ・ 特例措置を契機として米企業は特例プロジェクト以外でも参入が進んでいる。
 - ・ 日米業界間の交流も進展している。
 - ・ 以上のとおり、特例措置は外国企業を日本の建設市場に習熟させるという目的に十分役立っている。

2) 附属書 II

①一般的の政策声明

日本政府は公共事業における内外無差別の調達手続の維持、ガット政府調達協定交渉等の多国間交渉への積極的参画、我が国公共事業調達手続の改善、公共事業調達手続における独禁法の遵守等の政策をとり、又は維持することを表明する。

②特例手続の修正の主な内容

1. 格付

- ・ 原則として発注者ごとに統一した格付手続を採用する。
- ・ 各発注者が使用する格付申請書の差異を最小限にする努力をする。

2. 指名基準

- ・ 指名基準は発注公告に掲載するか、関心を有する企業が文書で入手可能とする。

3. 苦情処理制度

- ・ 中立的第三者機関による苦情処理制度を新設する。

4. トラックIV（従前の調達手続I～IIIに新たにIVが設定されたもの。）

- ・ コンサルティング業務と物品の一体的調達手続を新設する。

(2) 特例対象プロジェクトの追加

新たに次のプロジェクトを特例手続対象として追加する。

- 来島大橋
- 幕張地区超高層住宅（仮称）
- 第二国立劇場（仮称）
- 関西合同庁舎（仮称）
- 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 横浜大黒埠頭総合輸入ターミナル（仮称）
- りんくうゲートタワービル
- 社会保険病院（関東）
- 長寿科学研究センター（愛知）（仮称）
- 東京外国語大学
- 国立極地研究所、統計数理研究所、国文学研究資料館

- 日光霧降リゾート施設
- 大型放射光施設（兵庫）
- 仙台空港国際線ターミナル
- 新千歳空港
- J R 京都駅再開発
- J R 上野駅再開発

(3) 米側が関心を有する次のプロジェクト・事業構想について、今後、事業が具体化又は決定されたときに、対象プロジェクトとして追加又は検討する等の日本側の考え方を書簡で言及する。

- 福岡空港西側ターミナルビル
- 中部国際空港
- 福島空港ターミナルビル
- 埼玉 Y O U & I
- 第二国立国会図書館
- 南青山N T Tプロジェクト

(4) レビュー

特例手続が外国企業の我が国建設市場へのアクセスを十分容易にするとの所期の目的に役立っているか否かを検討するため、日米政府間でレビューを開催する。

最初のレビューは1年後に開催され、以後は上記目的の達成度合を勘案して両国政府が合意した間隔で開催される。

II. 講演『フランスの都市計画』より（その1）

さる5月29日、当研究所において『フランスの都市計画』についての講演会を行った。講師としてお呼びしたのは、東京都立大学都市研究センターの研究員として在日している若きフランス女性デュバック・ナターシャさん。講演には建設省スタッフも参加し、活発な意見交換もなされた。

本紙面では、この講演の内容を、およそフランスの都市計画における①概要と歴史、②法・制度、③土地税制、④新しい動き、の4回に分けて紹介する。

● フランス都市計画行政の特徴と流れ

・ フランスの特徴

まずフランスの状況について、いくつかの数字を挙げてみたいと思います。日本と違いまして、フランスではまだかなりたくさん土地が残っています。フランスの土地の特徴は二つほど挙げられるんですが、まず人口が5,300万人。そしてフランスの場合には、99の県に分かれておりまして、市町村の数になりますと3万6,433という数字になります。この市町村のうちの60%は人口が500人以下です。これがまずフランスの第1の特徴です。

二つ目のフランスの特徴は、まず国土が5,500万ヘクタールであります。このうち市街地区が全体の3%にしか過ぎません。ヨーロッパのほかの国を見てみると、市街地域は国土の10%を占めている。それに対して、フランスはわずか3%という特徴があります。そして農業用地が国土の60%を占めています。

・ フランス都市計画の歴史

数字はこのぐらいにして、フランスの都市計画に関するツールについての紹介をしたいと思います。フランスにおいて都市計画は一体いつぐらいから生まれているのかということを考えてみたいと思います。いわゆる都市計画として本当に都市計画的なかたちで持っている計画が始まったのは1852年で

す。すなわち1852年にパリ市が住民の衛生上の理由から、一部の土地を強制収用したという事実があります。

1852年にパリ市が一つの条例を出し、この条例によって土地の強制収用を成した。これは先ほど申しあげた住民の衛生上の理由から必要だったわけですが、1870年代に入りますとオースマン男爵——この人の名前は日本でもかなり有名なようですが——によって大々的な都市計画がパリで推し進められて、今日の大きなブールバールと呼ばれている道路が整備されたわけです。

そしていわゆるターンプランニング、都市計画法というのがフランスで初めて発表されたのが1919年、日本とまったく同じ年のことです。この都市計画法がフランスでも、そして日本でも1919年、同じ年に発布されたということは、たまたま一致したわけなんですけれども、しかしこの都市計画法によって決められていた土地収用の内容については、フランスと日本とではかなり違っていた。

ということは、1920年にいまの東京駅から隅田川までの区域に大きな道路を建設するという予定があって、土地収用をしようとしたけれども、そこに住んでいる人達の強い拒否にあって、道路の建設は実現しなかった。そういう例があるわけで、フランスに比べて日本ではなかなか思いどおりには土地収用がなされなかった。そういう違いがあります。日本人とフランス人のあいだでは、これほど土地に対する執着が違うという、非常におもしろい比較もできると思います。日本人というのは、自分が住んでいた、自分が生まれた土地に対しては愛着があって、なかなか手放したくないということです。

このように、フランスで都市計画がだんだんと芽生えていき、世界の第1次、第2次大戦を経て今日になるわけですが、今日の法律は1943年の都市法と、1967年の土地国土開発法の二つに基づいて行われているものです。1983年以降、フランスは地方分散の大々的な政策を推し進めているわけですが、1960年代に発布された法律も相変わらず幅をきかせております。

・都市計画の主な進め方

①ストラクチャープラン

そしてまずストラクチャープランというのがありますが、以前は国土整備計画プランと呼ばれていたものです。いわゆる日本で呼ばれているマスタープランに匹敵するものだと思います。このマスタープランをフランスではストラクチャープランと呼んでいるわけですが、だいたい15年から30年の間

をカバーするプランニングです。このストラクチャープランというマスター プランは、自治体レベルでまず検討されます。具体的な例で、フランスの東にありますメスという町を例にとってみますと、メスのストラクチャープランは、メスの町の周辺にある 160の市町村が一体となって、ストラクチャープランの作成を行っております。このストラクチャープランはいわゆるグローバルなプランでありまして、たとえば道路など大型のインフラストラクチャーについては、土地を整備したあとに一体どのような設備をつくるかといった大ざっぱな計画をたてるものです。このストラクチャープランというのがまず一つあるわけです。

② P O S

その次に、P O S、私どもがボスと呼んでいる土地有効利用計画というのがあります。このP O Sは、先ほどのマスター プランが15年から30年であったのに対し、10年ぐらいの短期のものです。P O Sの対象となるのは、一つの自治体だけです。先ほどのストラクチャープランは複数の市町村が対象となってできるプランであるのに対して、P O Sは一つの市町村だけです。

このP O Sを一つの自治体がつくるということを決定いたしますと、住民に対して一連のアンケートが実施されます。すなわちP O Sを設定する自治体としては、このP O Sが必要である。そして公益性を持ったP O Sであるということを証明しなければいけないわけです。それに対してアンケートが進められるわけですから、そのアンケートの際に反対の住民は反対を唱えることができるわけです。いちいち住民の意向を聞きながらやるわけで、P O Sが設定されるまで、通常2年とかなり時間がかかってしまいます。

このP O Sは、対象となっている地域を多くのゾーン、地域に分けてあります。まず市街地域、それから自然地域と大きく分けられます。このP O Sの下には、まずアーバンゾーン、市街地域がありまして、これをさらに詳しく1、2、3と区分するわけですが、相対的にはいわゆるアーバンゾーンというのがあります。それに対してナチュラルゾーンというのがあるわけですが、このナチュラルゾーンのほうもさらに四つに区分されます。この四つのうちのまず最初にあるのは、N Aと呼ばれている地域です。N Aというのはラテン語の頭文字をとったもので、建設不可地域という意味です。建設不可とは言うんですけども、これは一応いまはナチュラルゾーンの分類に入っているけれども、将来は都市計画の対象になり得る土地という意味も含まれ

ております。

ナチュラルゾーンの二つ目の分類はN Bと呼ばれているものです。これは高さの低い建物だけが建設可です。そしてさらに三つ目、四つ目というのがN C、あるいはN Dと呼ばれている区域でありますと、そこは農業用地であるから、あるいは景観保護のためにいっさい建設が不可能である土地です。このように、P O Sという土地有効利用計画の枠内で、自治体の中のそれぞれの区域にいろいろな分類がなされるわけですが、その分類された土地に対してなにか建設計画を持っている場合には、まず市長の建設許可をもらわなければなりません。市長が建設許可を出すというのは、1983年のフランスの地方分散法によって、市長にその権限が与えられたのです。

それではすべて、フランスの市町村はP O Sを設定し、自分のところの土地にいろいろな保護に当たっているかと言いますとそうではなくて、1990年度7月現在、50%の市町村がP O Sを実施しているだけでした。しかしこれは先ほど申し上げたような500人以下の小さな市町村もあるということで、そういう小さな市町村にはなかなかP O Sは設定しにくいということです。したがって1万人以上の人口を抱えた市町村では、90%がP O Sを持っていいるということになります。

1983年の地方分散法によって、P O Sをうまく運営するのは必ずしも容易ではないということがわかっています。というのは1986年に新しい法律が採択されまして、この新しい法律によってP O Sを比較的簡単に改定することができるわけです。P S S Nにいろいろ修正を加えることが可能である。もちろん極端な修正は不可能ですが、いちおう原則を守れば修正はある程度できるということになってしまったのです。

86年にP O Sの修正が許可されたことによって自治体の市長は比較的簡単にP O Sを修正してしまいました、P O Sの本来の意義が薄れてしまい、P O Sの拘束力があまり強く出てこないという残念な現象が生じてしまったのであります。したがってデベロッパーはたとえば市長に対し、これはいま農業用地となっているけれども、ここにこういうものを建てたら非常にいいんだということで、比較的容易に市長を納得させてしまいました、市長のほうもそれにだまされてP O Sの修正を決定するということです。日本とよく似てますね。

③ Z A C

都市計画のツール。最初はストラクチャープランで、その次はP O Sで、

三つ目のツールですが、ZAC、ザックと呼ばれているものです。このZACというのは、POSに指定された土地のなかのものなんですが、POSのルールをそのまま適用するのではなくて、POSのなかの地域ではあるけれども、POS以外のルールをアドホックで決めて、そのルールを適用するというPOS以外のルールが適用される地域です。

このZACがどのような特徴を持っているかというと、自治体は比較的容易にデベロッパーにZACに指定された地域の開発を任せ、したがってその開発に必要なコストの一部をデベロッパーに負担させることができるという特徴があります。自治体とデベロッパーが合意のうえで、それではこの地域をこのようなかたちでもって開発し、それに必要な資金のそれぞれ分担の割合などを契約で決める。そういうシステムです。この場合、ZACの適用によっていろいろとリスクが伴う場合、そのリスクの負担は自治体の負担となっています。

ZACのなかには、自治体がリスクをカバーするというのが通常の例なんですが、例外的なルールがあって、市町村としては民間のデベロッパーに対してリスクをカバーさせることもできる。市町村としては、自分のところがリスクをカバーするのはいやなものですから民間のデベロッパーにリスクをカバーさせるような契約にしがちでした。その結果、デベロッパーとしては大型のインフラを整備し、その結果得る自分のリスクの大きさに対して、非常に不安が募り、結果的にはデベロッパーはあまりZACをやりたがらないということで、ZACはただちに人気ががた落ちということになってしまったわけです。

したがってZACが非常に人気が落ちてしまったものですから、それではいけないということで、その挽回をはかるために、計画の実施に当たってのリスクは市町村デベロッパーの折半にしようという新しいかたちのネゴシエーションを設定し、ZACはふたたび人気を博してきたということになるわけです。ZACによって、それではデベロッパーに建設許可を与える。しかしその見返りとして、インフラの整備に伴うリスクの一部を民間のデベロッパーが負担する。そのような契約です。

このZACは、しかしながら人気がありませんで、デベロッパーとしてはどうしても市町村の言いなりになりがちであるということで、デベロッパーとしてはあまり好んでいない方式です。

(次号に続く)

(担当 神山)

III. ドイツの建設業における社会給付制度

建設労働者の労働条件改善のための一つの制度と思われる「悪天候手当制度」について、前号ではフランスの制度を紹介した。

今回は同じくドイツの制度について法制面を中心に概略紹介する。ドイツにおける悪天候手当制度は建設業における総合的な社会給付制度の中の一つで、他に、これを補完するものとして、「生産的冬季建設工事促進制度」が併設されている。

(1) 悪天候手当制度

① 制度制定の背景

ドイツ連邦共和国における本制度は、法的には「失業紹介と失業保険に関する法律（略称AVAVG）」の改正により1959年に導入されたのが最初で、これにより、初めて連邦施設の財源から、天候上やむを得ない理由により就業できなくなった日にも、労働者に手当を支給することができるようになった。

ドイツでは、支給は冬季に限定されているが、ドイツの冬季の気象条件は厳しく、例えば50年代の当時は実動作業時間が50%以上減少したほどで、建設業は冬季の一時期に大量の失業者を生む季節事業の性格を持っていた。

② 根拠法及び西ドイツの労働政策

法的根拠は、いくつかの変遷を経て、現在は「雇用促進法」並びにこれに付随する「冬季建設命令」などに規定されている。先のAVAVGは、1969年にこの雇用促進法（略称AFG）にとって代わられることとなった。この雇用促進法は、OECが1964年に提唱した「積極的労働力政策」の概念を取り入れたもので、「給付よりも職業紹介」、「補償よりも失業防止」を基本精神として、職業紹介や職業訓練、職場を維持・創出するための給付、失業手当等の給付などの事業を行っている。

悪天候手当はこのような労働市場政策の一環として職場維持のため行われているもので、他に、建設業に特有のものとして、冬季の悪天候にあって工

事施工を促進するために、保護ホールの設置や暖房装置などの購入のため、その費用の一部を助成給付する「投資費用補助金制度（1972年導入）」などを内容とする、生産的冬季建設工事促進制度（後述）を併設している。

③ 悪天候の定義

悪天候の内容は、次の条件を満たす場合とされている。

- 1 悪天候期間（11月1日から3月31日までの期間）であること。
- 2 強制的に、作業日の作業時間が1時間以上の停止を余儀なくされるような天候条件であること。

すなわち、冬季にあって気象（雨、雪、霜など）の作用あるいはその影響が、簡単な保護対策（保護服の着用、窓やドアの開閉部のパッキングなど）を行っても、作業の実施が技術的に不可能または経済的に採算が合わない、あるいは労働者の作業意欲を喪失させるほど強い場合である。

④ 対象建設業者及び建設労働者

対象建設企業については、「建設企業命令」に「…主として次の作業が行われる建設業者」として、道路建設工事、上水道建設工事、大工業の枠内で行われる大工作業及び木工作業など40余を列挙、一方非対象企業も「明確な対象外」として、ファサード清掃業、床張り業など17の業種を列挙している。

対象・非対象建設労働者については、それぞれ前記の対象建設業並びに非対象建設業に従事する者である。

⑤ 建設労働者の受給資格

なお、個々の労働者に悪天候手当に対する請求資格が発生するのは、上記の条件に加えて、次の個人的的前提条件を満たさなければならない。

- 1 作業停止の時点で、天候の影響を受ける作業場で労働の負担義務のある雇用関係にあること
- 2 作業停止により労働報酬がもらえないこと

⑥ 制度の構成員と手続きの流れ

制度の主な構成員は、A F G諸規定の実施機関である連邦雇用庁（連邦労働・社会秩序省の監督下にある連邦直属の公法上の団体で下部組織に150ほ

どの労働局を持つ）、建設業者、労働者からなる。

運営主体である連邦雇用庁に建設業者が後述の保険料の支払いを行い、手当を労働者が受け取るというシステムになっている。手続きは、建設現場所在の労働局に、悪天候を理由とする作業停止の発生に関する届出と手当支給の申請を行う。

⑦ 支給額

支給は、週42時間労働の範囲内で、作業停止日に当然行われたであろう労働時間に対して支給される。

額の算定は、次の基準による。

- 1 査定報酬
- 2 基準給付グループ（AからEの5グループ）、給付率（1または2）

査定報酬の算定には、時間給または能率給（過去13ヵ月の出来高払い賃金の平均）を基礎にする。以上から算定した平均時間給総額に基づいて支給される額は、法的控除額を差し引いた労働報酬に対して、次の割合を乗じたものである。

- 1 扶養子女がある場合 68%（給付率1）
- 2 扶養子女がない場合 63%（給付率2）

⑧ 建設業者及び労働者の負担額

悪天候手当は、その主要財源を賃金に基づいて算定される労使折半の保険料収入に頼る連邦雇用庁の予算から支給される。この連邦雇用庁は前述の通り、職業紹介、職業訓練などの事業を総合的に行っており、悪天候手当給付はこれらの業務の一つである。これら全てのサービスを受けるための保険料率は労使合計で粗賃金の4%台（80年代）で、悪天候手当の保険料はこの中に含まれている。

（2）生産的冬季建設工事促進制度

① 制度制定の背景

本制度が導入された背景は、「（1）悪天候手当制度」の①及び②でみたとおり、ドイツの建設業の特徴として、冬季、特に一月と二月は寒さが厳し

く、凍結のため生産性が極端に低下するという事情があった。因みに、50年代の冬は実働作業時間が半減したほどである。このため建設業は冬季の一時期に大量の失業者を発生させた。

そこでこの失業防止のため、まず、1959年に悪天候手当制度が導入され、続いて、1969年に本制度が導入された。（本制度は、1972年の法改正により、大幅な改善をみている。）

悪天候手当制度に続いて本制度が導入された背景は、1967年の、悪天候による全作業停止日の3分の2は適切な天候対策をとれば作業が可能であるという調査結果によるものであった。

② 根拠法

生産的冬季建設工事促進制度は、前述のとおり、雇用促進法及びこれに付随する「冬季建設工事命令」等に規定されており、雇用促進法でいうところの「職場の維持・創出のための給付」制度の一つである。

③ 制度の基本的内容

本制度は次の3つの制度からなる。

- ・投資費用補助金
- ・超過費用補助金
- ・冬季手当

1 運営主体

悪天候手当に同じ、連邦雇用庁。

2 財源

前記の3つの給付制度は、生産的な冬季建設工事促進の対象となる、全ての建設業者が負担する「分担金」によって賄われている。

この分担金の算定は、賃金および給料支給総額の2%となっている。（投資費用補助金と超過費用補助金は1987年1月1日から1992年3月末まで給付中止になっているため、負担率は抑えられているが、将来給付が開始されても3%未満で運営されることが予定されている。）

以下、前記3つの給付制度の内容を簡単に紹介する。

④ 投資費用補助金制度

1 概 要

建設業者が冬季に建設工事を実施するに当たって、追加的に必要となる装置等を購入または賃借する場合に補助金を支給するものである。

2 実施期間

悪天候期間である11月1日から3月31日まで。

3 有資格者

法律により、生産的な冬季建設工事促進が認められ、それに基づいて分担金を負担する全ての建設業者。

4 前提条件

補助対象は次の3つの条件を全て満たす装置等に限定されている。

- ・冬季に建設工事をするという特殊事情により追加的に必要になるもの。
- ・悪天候期間中に法律の定める適用範囲で使用されるもの。
- ・「技術的作業手段に関する法律（装置安全法）」ならびに悪天候期間の屋外作業に対する労働安全規定に定められているもの。

但し、通年使用のものは必然的に対象外となる。

5 給付の種類と範囲

給付は前記4の条件を満たす新品または中古品を購入する場合、もしくは賃借する場合に実施される。但し、その金額の範囲は 750 DMを越え15万DMまで (6.75万円を越え1,350万円まで。1 DM=90円で換算。) のものである。

新品を購入した場合の補助については、購入する装置等の重要性により次の3つのグループに分類される。

- ・グループ1 = 補助率50%

冬季建設工事に特に重要で、悪天候期間だけに使用されるもの（工事用保護ホール、蒸気ボイラなど）。

- ・グループ2 = 補助率40%

悪天候期間以外に使用できなければ、グループ1に該当すると認めら

れるもの（例えば工事用保護ホールの支持構造が該当、これは夏季には足場材として使用が可能である）。

・グループ3 = 補助率30%

重要性に乏しいもの（現場で使用する小型除雪装置など）。

中古品購入もしくは賃借の場合にも、前記のグループに準じて支給される。

6 手続き

申請は建設業者が当該業者の所在地を管轄する労働局に書面により行い、これに対する給付決定は労働局が同じく書面（認可通知書）により行う。

この認可通知書は12ヶ月有効で、この期間内に装置等を取得し、請求日から3ヶ月以内に請求書の写しを添付した給付申請書を提出しなければならない。

補助金の給付は連邦雇用庁が装置等の共有権の譲渡を受けたとき実施される。

なお、補助金が2千DM以上になるときは、受領者は購入後5年間は目的に適った使用をしていることを証明しなければならない。

⑤ 超過費用補助金制度

1 概要

建設工事は一般に、夏季より冬季の方が経費が高くなるため、本制度は工事現場を単位として、その超過費用を部分的に補償するものである。

2 実施期間

12月1日から3月31日までの促進期間。

3 前提条件

労働者、建設現場および建造物に対し、気象上の影響に対する保護対策を十分とったうえで、建設作業を実施すること。

4 補助金の算定基準

補助金の額は、労働者が促進期間内に建設現場で働いた労働時間と助成

率を基準とする。例えば、道路工事ならびにオープン工法によるトンネルおよび地下鉄工事については、実働時間当たり 2.3 DMと規定されている。

5 手続き

手続きは投資費用補助金と概ね同様である。

⑥ 冬季手当

1 概要

本制度は、気象上不利な季節に労働者に発生する超過費用を一部補償するものである。

2 実施期間

12月1日から3月31日までの促進期間。

3 前提条件

促進期間中、気象上の理由により解約されないで、雇用関係が維持されていることなど。

4 手当の算定基準

冬季手当は実働時間数を対象に、時間当たり 2 DMで計算される。

5 手続き

手当は労働局に対する申請に基づき支給される。申請書は促進期間終了後、遅くとも6月30日までに提出しなければならない。

以 上

(担当 広瀬)

IV. ニューヨーク事務所から

ENR誌の恒例の特別レポートである、米国建設企業「上位 400社」に関する記事が、当研究所のニューヨーク事務所から送られてきた。

そこで今回は、この中から1990年の米国建設企業の海外受注動向に関する記事を選んで、その内容を要約により紹介する。

昨年の米国建設企業の海外受注は、ヨーロッパ、アジアを中心に好調であった。

—— 1990年の海外建設市場で受注好調の米国建設企業 ——

ENR／1991.5.27，「上位 400社」特別レポートより

1990年の建設市場は、国内における公共及び民間の深刻な資金不足にもかかわらず、建設業者は 2,045億ドルの受注があった。このうちの 4 分の 3 に相当する 1,572 億ドルが国内受注分で、前年比 6 % 増となっている。

そして 473億ドルが昨年の海外受注分で、主な受注地域は、ヨーロッパ、中東ならびにアジア諸国である。アジアは近年にあっては、GDP成長率上位10カ国のうち8カ国を占める成長著しい地域である。

以下に、その海外受注動向の内容を紹介する。

昨年の世界各地で発生した様々な出来事は、上位 400社の幾つかの企業の受注動向に影響を与えた。しかしながら、米国建設企業は、優位性を持つ化学ならびに石油化学プラントの建設を中心として、昨年の海外受注は 55 社で 470 億ドル余を確保、これは、1989年の 52 社による受注を 20 % 上回る実績となつた。

<ヨーロッパ>

1992年に統合を控えるヨーロッパ建設市場は、米国建設企業にとって最も魅力的な市場で、昨年は 150 億ドルほどの受注を確保した。これは、前年比 35 % 増と大幅に伸びた 1989 年の実績を更に 25 % 上回るものである。

Foster Wheeler Corp. の N. William Atwater 副社長は、「これまでなされてきた投資を考えると、ヨーロッパ建設市場は少なくとも向こう3年間はかなり期待できる。」と言っている。

更に、Jacobs Engineering Group Inc. の Noel Watson 社長は、「深刻なりセッションのさなかにある英國以外のヨーロッパでは、資金計画に無駄な投資は見受けられない。我々は、我々が今あるよりもより大きな地位を築き上げたい。そのために一生懸命努力しているが、ヨーロッパ建設市場の90年代は、我々にとって巨大なマーケットになるだろう。」としている。

なお、彼は、ドイツについては特に「しかしながら東ドイツに存在する資金需要に応えるために、西ドイツについては東ドイツに資金を供給しなければならない。」と言及している。

<アジア／オーストリア>

ヨーロッパの次に、昨年の米国建設企業の受注に二番目に貢献のあった地域は環太平洋の諸地域である。この地域において昨年米国は、1989年の36%増の106億ドルを受注した。

この地域における主な受注物件は、インドネシアでのオルфин(Olefin)化学プラント(10億ドル)、マレーシアでのMTBE酸化プラント(3.5億ドル)で、ともにM. W. Kellogg Co. が獲得した。これで同社の海外の新規受注額は100億ドルとなった。

Davy McKee Corp. の Philip Moncrief 副社長は次のように言う。「我々はアジアにおいてたくさんの物件を獲得した。韓国における製鉄プラント、そしてシンガポール、インドネシアならびにマレーシアにおける化学中間化合物生成プラントなど。しかもインドにおいても、我々の活動はまさしくブームに乗っかっており、オーストラリアの子会社にしても素晴らしい業績を納めつつある。」

<中 東>

中東においても、例の戦時下であったにもかかわらず、米国建設企業の受注は伸びた。上位400社のなかの21社で、前年実績を41%上回る106億ドルの受注があった。これは特に、Arabian American Oil Co. のサウジアラビアでの270億ドルに上る石油プラント拡張計画が寄与している。

なお、これらの受注は、バグダッドに最初のスマート爆弾が投下された日

よりも前のことであり、かつ、クウェートが開放された日よりも更に以前のことである。

1991年の中東の建設市場に対する期待は大きい。たとえ、それがクウェートの再建市場にあってはこれまでのよう、クウェート政府の御用達CM業者である Bechtel Group Inc. 以外にほとんど発注がなされなかつたとしても、である。

Foster Wheeler Corp. の N. William Atwater 副社長は言う。「この地域におけるビジネスは非常に難しいが、我々は、結局は、ここにおける発注の幾らかは獲得できるだろうと確信している。」

米国建設企業の海外市場別受注動向

海外市場	企業数	1990 (\$ mil.)	1989 (\$ mil.)	90/89
ヨーロッパ	26	14,869.0	11,875.3	25%
アジア/オーストラリア	29	10,550.4	7,752.1	36%
中 東	21	10,833.8	7,677.5	41%
アフリカ	21	5,590.3	5,710.2	▲2%
カナダ	18	3,299.4	4,237.7	▲22%
ラテン・アメリカ	42	2,187.5	2,076.9	5%
計	55	47,330.4	39,329.7	20%

<資料出所：E N R / 1991.5.27, 72P. >

海外進出地域(国)ならびに当該地域(国)における進出企業数

北米	中 東	北アフリカ
1. カナダ (27)	61. バーレーン (5) 62. イラン (3) 63. イラク (5) 64. イスラエル (0) 65. ヨルダン (6) 66. クウェート (0) 67. レバノン (0) 68. オマーン (3) 69. パキスタン (7) 70. カタール (6) 71. サウジアラビア (15) 72. シリア (4) 73. トルコ (10) 74. アラブ首長国連邦 (8) 75. イエメン (2) 76. 南イエメン (1)	101. アルジェリア (1) 102. エジプト (12) 103. エチオピア (1) 104. リビア (1) 105. モロッコ (3) 106. ソマリア (0) 107. スーダン (0) 108. サハラ (0) 109. チュニジア (0) 110. ニジェール (0)
ラテン・アメリカ 10. アルゼンチン (8) 11. ボリビア (3) 12. ブラジル (10) 13. チリ (9) 14. コロンビア (5) 15. コスタリカ (1) 16. エクアドル (2) 17. エルサルバドル (3) 18. グアテマラ (0) 19. ガイアナ (3) 20. ホンジュラス (2) 21. メキシコ (11) 22. ニカラグア (1) 23. パナマ (1) 24. パラグアイ (1) 25. ベルー (2) 26. ウルグアイ (4) 27. ベネズエラ (14)	アフリカ 79. ネパール (1) 80. オーストラリア (14) 81. バングラデシュ (1) 82. ブルネイ (1) 83. ビルマ (0) 84. 中 国 (12) 85. 台 湾 (13) 86. 香 港 (5) 87. インド (3) 88. インドネシア (10) 89. 日 本 (9) 90. 韓 国 (13) 91. マレーシア (8) 92. ニュージーランド (1) 93. 太平洋諸島 (6) 94. フィリピン (8) 95. シンガポール (10) 96. スリランカ (1) 97. タ イ (10) 98. ベトナム (0) 99. ジエゴガルシア (1) 100. パプアニューギニア (2)	120. アンゴラ (1) 121. ボツワナ (1) 122. カメルーン (2) 123. ガボン (1) 124. ガーナ (1) 125. ギニア (1) 126. コートジボワール (0) 127. ケニア (1) 128. リベリア (2) 129. マラウイ (0) 130. モザンビーク (0) 131. ナイジェリア (6) 132. セネガル (0) 133. 南アフリカ (3) 134. タンザニア (0) 135. ウガンダ (0) 136. ブルキナファソ (0) 137. ザイール (2) 138. ザンビア (0) 139. ジンバブエ (0) 140. ベニン (1) 141. ブルンジ (0) 142. カボベルデ (0) 143. コンゴ (1) 144. ガンビア (0) 145. レソト (0) 146. ルワンダ (0) 147. シエラレオネ (0) 148. スワジランド (0)
カリブ諸島 30. 大アンチル諸島 (7) 31. プエルトリコ (16) 35. 小アンチル諸島 (8) 36. キューバ (0)	ヨーロッパ 40. オーストリア (6) 41. ベルギー (10) 42. デンマーク (3) 43. 東ヨーロッパ (6) 44. 西ドイツ (9) 45. ギリシア (2) 46. フランス (9) 47. アイルランド (4) 48. イタリア (7) 49. オランダ (9) 50. ポルトガル (5) 51. スカンジナビア (5) 52. スペイン (9) 53. スイス (1) 54. イギリス (20) 55. ソ連 (10) 56. ユーゴスラビア (4)	150. 南極・北極 (2)

<資料出所: ENR/1991.5.27, 72P. >

